

令和 6 年度
(2024 年度)

第 1 回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和 6 年 8 月 1 日開催

高崎市市民部保険年金課

令和6年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第1回）

1 日 時 令和6年8月1日（木曜日）午後3時00分から

2 場 所 高崎市役所 3階 第31会議室

3 議 事

（1）報告事項

- ①令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- ②国民健康保険被保険者証等の交付状況について
- ③特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について
- ④人間ドックの受診者の状況について
- ⑤保養施設利用助成実績について
- ⑥現行保険証の廃止に伴う今後の予定について

出席委員

- ・ 被保険者代表 中村 真由美・小田澤 道子
- ・ 保険医又は
保険薬剤師代表 岡本 克実・有賀 長規・林 信義・谷内 晴夫・山本 敬之
- ・ 公益代表 三井 暢秀・大河原 吉明・青木 和也・小野 聡子・柄沢 高男
湯浅 弘子
- ・ 被用者保険等
保険者代表 星野 浩一・酒井 隆・齋藤 敦匡

欠席委員 岡田 恵子・續木 美和子・今井 隆・須藤 敦子（被保険者代表）
谷内 英明（保険医又は保険薬剤師代表）

保険者代表 市民部長・保険年金課長・財政課長・納税課長・健康課長（代理：
健康課健康づくり担当係長）

会議に参加したもの 倉渕支所市民福祉課長・箕郷支所市民福祉課長
群馬支所市民福祉課長・新町支所市民福祉課長
榛名支所市民福祉課長
保険年金課国保担当係長2名・保険年金課資格賦課担当係長2名
保険年金課医療給付担当係長2名・納税課滞納整理担当係長
健康課健康管理担当係長

事務担当 保険年金課庶務担当係長・庶務担当主査2名・庶務担当主任主事1名

(事務局：司会)

(事務局：司会)

次第の5「議事」でございます。

協議会規則第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となり議事を進めることとなっております。

それでは、三井会長よりお願いいたします。

(議長)

それでは、議事を進行していきたいと思います。

まずは、諸般の報告をいたします。本日は、岡田委員、續木委員、今井委員 及び、須藤委員、谷内英明委員から、都合により欠席する旨の連絡を受けております。

本協議会につきましては、「高崎市情報公開条例」に基づき「公開」としております。

また、会議開催の事前公表につきましては、7月1日号の広報高崎に掲載するとともに、高崎市ホームページにて周知を行っておりますので、ご承知おきください。

次に、本日の会議録署名委員ですが、公益代表の湯浅委員と保険医又は保険薬剤師代表で群馬県医師会副会長の林委員を指名いたします。両委員におかれましては、よろしくお願いいたします。はい。それでは議事を進行していきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の会議は報告事項が6件ございます。はじめに、報告事項①「令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

はい。保険年金課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼させていただきます。

報告事項①「令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計 決算見込」につきましてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

この表は、「令和5年度決算見込額」と「令和4年度決算額」を比較したものでございまして、上段が「歳入」、下段が「歳出」を記載しております。

また、1枚おめくりいただいた2ページと3ページには、「歳入」・「歳出」それぞれの項目の説明を記載しております。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

2ページをご覧ください。歳入の区分1、「国民健康保険税」でございます。

令和5年度の決算見込額は、64億7,125万3千円、昨年度に比べ3億2,246万5千円、率にし

ますと約 4.4%の減となりました。

ここで、4 ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」をご覧ください。表の上段に記載の「被保険者数」の令和 5 年度は 69,813 人であり、前年度に比べ 3,111 人、約 4.3%減少しております。一方、下段の「国保税」中の「1 人当りの調定額」をご覧くださいますと、「1 人当りの調定額」については約 0.5%減少とほぼ横ばいであることが分かるかと思います。

このような状況から減額の要因については、昨年度に引き続き、団塊の世代が 75 歳に到達したことによる後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険の適用拡大の影響により被保険者数が減少したことが主な要因と考えられます。

続きまして、区分 3、「国庫支出金」でございます。

決算見込額は 123 万円でございます、前年度に比べ 102 万 6 千円の増となりました。

主な要因としては、令和 5 年 4 月から出産育児一時金が増額されたことにより、「出産育児一時金臨時補助金」として、国庫補助金が交付されることとなったため、増額となったものでございます。

続きまして、区分 4「県支出金」でございます。

まずは「普通交付金」でございますが、これは保険給付の実績に応じて、その全額が群馬県から交付されるものございまして、237 億 2,789 万 1 千円、前年度に比べ 5 億 9,610 万 6 千円の減額となりました。減額の要因でございますが、療養給付費等が減少したことに伴い、当該保険給付費の財源として全額が交付される普通交付金収入も減額したものでございます。

次に「特別交付金」でございますが、これは本市の受診傾向やその他の特別事情、運営努力などに応じた交付金でございます、決算見込額は 5 億 7,417 万 5 千円、前年度に比べ 6,680 万 1 千円、率にしますと約 10.4%の減となりました。主な減額の要因でございますが、「特別調整交付金」が前年度に比べ 4,610 万 2 千円、率にして約 25.8%ほど減少していることによるものでございます。具体的には、特別調整交付金を算定する項目のうち、「結核性疾患・精神病に係る療養給付費等多額」な場合に交付される項目において、医療給付費全体に占める結核・精神疾病に係る額の割合が減少したこと、並びに「新型コロナに起因する保険税減免」制度が令和 4 年度で終了したことにより、国からの支援額が減額となったものでございます。

続きまして、区分 5「財産収入」でございます。

こちらは、国民健康保険基金の利子収入でございます、前年度とほぼ同額の 275 万円となりました。

続きまして、区分 6「繰入金」でございます。まず、「保険基盤安定繰入金」でございますが、国保税の軽減措置の減額分の補てん及び低所得者数に応じて国・県・市が支援しているもので、決算見込額につきましては、17 億 6,365 万 7 千円、前年度に比べて 6,146 万 8 千円、率にしますと約 3.4%の減となりました。これは、主に被保険者数の減少に伴うものでございます。

次に「一般会計繰入金」でございます。

これは繰入れのルールに基づいた事務費等の繰入金でございます、6 億 2,360 万 7 千円となっており、前年度とほぼ同額となりました。内訳でございますが、「未就学児均等割保険税軽減分繰入金」が 1,654 万円、これは未就学児に係る均等割額の 5 割軽減に対する繰入金でございます、減額相当額の全額を国・県・市の公費で負担するものでございます。

次に「福祉波及分繰入金」が 7,767 万 4 千円、これは子どもや母子・父子・障害者に対する福祉医療制度を現物給付方式で実施していることに対する国庫負担額の減額調整措置、いわゆる「福祉ペナルティ」に対する繰入金でございます。

「出産育児一時金繰入金」は、支払実績に基づく繰入金でございまして 5,639 万 5 千円、「職員給与費等繰入金」は、主に総務管理費や徴税費等の事務費に対する繰入金でございまして 4 億 207 万円 1 千円、「財政安定化支援事業繰入金」は、国保の構造上、高齢者が特に多いことにより保険給付費が増加する等の『保険者の責に帰することができない特別な事情』を考慮した繰入金でございまして、7,036 万 9 千円を繰入れております。

次に、「産前産後保険税繰入金」でございます。

こちらは、子育て世帯への経済的負担軽減等の観点から、令和 6 年 1 月から新設された産前産後期間の均等割及び所得割の軽減に対する繰入金でございまして、減額相当額を国・県・市で負担するもので、55 万 7 千円の増額となったものでございます。

次に、「基金繰入金」でございます。

決算見込額は 15 億 1,738 万 3 千円、前年度に比べますと 4 億 8,247 万 8 千円の増額となっております。増額の主な要因でございしますが、被保険者数の減少により歳入が減少していることに対して、一方、歳出の国民健康保険事業納付金のうち後期高齢者支援金等分が増加していることなどにより繰入金が増額したものと考えております。

続きまして、区分 7「繰越金」でございます。

これは前年度決算からの繰越金でございまして、6,079 万 3 千円を令和 5 年度に算入したものでございます。前年度と比べると 3,988 万 4 千円の減となっております。

続きまして、区分 8「諸収入」でございます。

「諸収入」は、「延滞金」、「第三者納付金」、「返納金」等の収入並びに前年度に交付された「普通交付金の精算金」の収入でございまして、合計で 1 億 5,115 万 8 千円となっており、前年度と比べると 3,516 万 2 千円の減額となりました。

主な減額の要因でございしますが、主に延滞金の収入が減少したことによるものでございます。

以上を合計いたしますと、令和 5 年度の「歳入合計」は 348 億 9,398 万 3 千円となり、前年度に比べ、6 億 3,953 万 6 千円、率にしますと 1.8%の減となりました。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして「歳出」の説明をさせていただきます。3 ページをご覧ください。

まずはじめに、区分 1「総務費」でございます。総務費は、職員人件費等の事業全般の運営に係る費用を計上している「総務管理費」、国民健康保険税の賦課及び徴収に係る経費を計上している「徴税費」、それと、本協議会の運営に係る経費を計上している「運営協議会費」で構成されております。令和 5 年度の決算見込額でございしますが、総務費合計で 4 億 1,928 万 2 千円となっておりまして、前年度とほぼ同額となりました。

続きまして、区分 2「保険給付費」でございます。保険給付費は、表のとおり、「療養給付費」から「傷病手当金」までの給付関連の費用で構成されておりまして、決算見込額は、総額で 239

億 1,077 万円となり、前年度比では 5 億 5,797 万 8 千円、率にしますと 2.3%の減となりました。

4 ページをご覧ください。先にご説明したとおり、被保険者数は年度平均で約 3,100 人、約 4.3% 減少しておりますが、1 人当たりの医療費が被保険者の高齢化等により年々増加傾向にあり、中段の療養諸費に記載のとおり、令和 5 年度においては 33 万 9918 円と、前年度と比較しまして約 2.0%増加しております。このような状況から、結果として保険給付費の減額が 2.3%小幅となったものと考えております。

それでは、保険給付費の内訳につきまして、ご説明いたします。3 ページに戻っていただきまして、「療養給付費」でございます。これは、被保険者が保険医療機関等を受診した際の医療費から、自己負担分を除いた、本市国保が負担している医療費でございまして、203 億 8,737 万 7 千円で、5 億 4,421 万 7 千円の減となりました。

次は「療養費」でございます。これは、諸事情により保険証を使わずに治療を受けた場合や、治療用器具を購入した時など、いったん全額を自己負担した場合の、自己負担分以外の費用を支給するものでございまして、1 億 6,683 万 4 千円となりました。

次に「審査支払手数料」でございます。これは、群馬県国保連合会に委託している診療報酬の審査支払い、及び電算処理に係る手数料等でございまして、7,118 万 3 千円となりました。審査支払件数は減少しておりますが、1 件あたりの手数料が増額したため、前年度に比べて 316 万 4 千円、4.7%増加しております。

次に「高額療養費」でございます。これは、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超過額を本人に支給もしくは群馬県国保連合会を通じて各医療機関に支払っているものでございまして、31 億 7,348 万円となりました。

次に「高額介護合算療養費」でございます。これは、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合で、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に支給されるものでございまして、302 万 7 千円となりました。なお、これまで説明いたしました保険給付費の「療養給付費」から「高額介護合算療養費」までは、審査支払手数料の一部を除き、歳入の区分 4「普通交付金」により、その実績額の全額が群馬県から本市に交付されております。

次に「出産育児一時金」でございます。

これは、被保険者が出産した際に、50 万円を支給するものでございまして、令和 5 年度の改定で 8 万円増額され、令和 5 年度の支給件数は 175 件、8,538 万 1 千円となりました。

次に「葬祭費」でございます。これは、被保険者が死亡したときに 5 万円を支給するものでございまして、令和 5 年度の支給件数は 462 件、2,310 万円となりました。

次に「傷病手当金」でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうちの被用者を対象として支給するものでございまして、37 万 8 千円となりました。前年度と比べますと 347 万 8 千円の減となっております。本手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、令和 5 年 5 月 8 日から、2 類から 5 類に変更となったことを受け廃止となっているため、減額となっております。

以上が、区分 2「保険給付費」の説明でございます。

続きまして、区分 3「国民健康保険事業費納付金」でございます。

この納付金は、群馬県において国が示す基準に基づき算定するものでございまして、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金を推計し、市町村ごとに医療費水準や所得水準等を勘案して、納付金額が決定されます。

決算見込額でございますが、99億4,123万3千円となっており、前年度と比べますと5,798万9千円、約0.6%とわずかに増加しております。年間の被保険者数は4.3%減少しておりますが、平均被保険者数に対する1人あたりの納付金が、医療給付費分では約94,580円と、前年度比3.2%の増、また後期高齢者支援金等分では約35,908円と、11.5%の増となっており、納付金総額は増加しております。

続きまして、区分4「保健事業費」でございます。

これは、特定健診及び特定保健指導に関する事業や、医療費通知の発送、また人間ドックの受診や保養施設利用に対する助成などに関する費用でございまして、全体で2億8,569万5千円となっており、前年度と比べまして488万円、率にしますと約1.7%の減となりました。

それでは、個々の事業の決算見込につきましてご説明いたします。

なお、事業実績等の詳細につきましては、この後の報告事項③から⑤でご説明いたします。

まずは、「特定健康診査等事業費」でございます。

これは、40歳から74歳の被保険者を対象とした生活習慣病予防のための「特定健康診査」に関する費用と、その健診の結果、支援対象となった人に対する「特定保健指導」の実施に関する費用でございまして、1億8,692万3千円、前年度とほぼ同額となっております。

次に、「保健衛生普及経費」でございます。

これは、医療費の抑制を図るための「ジェネリック医薬品の利用勧奨」や、被保険者の健康増進を図るための「保養施設利用料の助成」などに関する費用でございまして、886万3千円となりました。前年度と比べますと、64万1千円の減額となっております。

次に、「疾病予防費」でございます。

これは、被保険者の健康維持や健康増進に資するため、また疾病の早期発見を目的に実施している「人間ドック」の受診に対する助成費用でございまして、8,990万9千円となりました。

前年度と比較しまして216万7千円の減額となりました。

続きまして、区分5「基金積立金」でございます。

これは、歳入の区分5「財産収入」の項目でご説明させていただいた「利子収入」を、国民健康保険基金に積み立てたものでございまして、275万円となっております。

最後に、区分7「諸支出金」でございます。

これは、「国民健康保険税の還付金」及び「普通交付金の返還金」等でございます。6,218万9千円、前年度と比較しまして1,902万9千円の減額となりました。

以上を合計いたしますと、令和5年度の「歳出合計」は346億2,191万9千円となり、前年度に比べ5億2,080万6千円、率にしますと約1.5%の減額を見込んでおります。

以上、説明させていただいた令和5年度の「歳入」から「歳出」を差し引いた決算剰余金の額は、2億7,206万4千円となります。

このうち、国・県への返還金や過年度還付金等の支払いに必要と見込まれる額1億3,206万4千円を令和6年度に繰り越し、残りの1億4,000万円は国民健康保険基金に積み立を行います。

令和5年度決算見込の説明は以上でございます。

続きまして、資料の4ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」と本日、机上に配付させていただきました「追加資料」を一緒にご覧いただきたいと思います。

まずはじめに、表の上段「被保険者数」でございますが、表に記載のとおり、年々減少しております。令和5年度は年間平均で69,813人、世帯数では46,273世帯でございました。「追加資料」の1ページ上段のグラフのとおり、「被保険者数」、「世帯数」とともに年々減少している状況でございます。次に、下段のグラフをご覧ください。これは、65歳で年齢を区切った被保険者数をグラフにしたものでございます。

塗り潰しの棒グラフ、65歳未満の被保険者数では、令和元年度に43,771人でした被保険者数が、令和5年度には38,768人と、5,003人、11.4%の減少となっております。一方、斜線の棒グラフ、65歳以上の被保険者数は、35,685人が、31,045人と4,640人、率にしますと13.0%の減少となっております。団塊の世代の方々が後期高齢者医療制度に移行され、また被保険者の少子高齢化及び被用者保険の適用拡大等により、全体的に減少傾向にあるといった状況でございます。

令和6年10月には、さらなる被用者保険の適用拡大も予定されておりますので、今後数年は、被保険者の減少傾向が続くものと想定されます。

続きまして、「療養諸費」についてご説明いたします。

資料の4ページの表の中段、療養諸費の金額でございますが、これは「療養給付費」、「療養費」、「高額療養費」、「高額介護合算医療費」の合計額でございます。

表に記載のとおり、令和5年度は237億3071万9千円となりまして、総額を被保険者数で割った1人当たりの費用額は33万9,918円となりました。

「追加資料」の2ページをご覧くださいますと、上段のグラフ「(2)療養諸費」が、これらをグラフにしたものでございまして、このグラフを見ますと、令和2年度はコロナ禍の影響による「受診控え」により療養給付件数が一時的に減少し、それに比例して療養諸費も減少しましたが、令和3年度以降は、「受診控え」が解消し、また、医療の高度化により1人当たりの費用額が増加していることから、被保険者数は年々減少しているところではございますが、療養諸費総額の減少幅が少なくなっている状況でございます。

次に、下段のグラフは1人当たりの療養諸費を65歳未満と以上で、それぞれ分けてグラフにしたものでございます。このグラフを見ますと、どちらの年代とも若干の変動はあるものの、1人あたりの療養諸費は概ね年々増加傾向にあります。

続きまして、「国保税」です。資料の4ページの下段の表に記載のとおり、令和5年度の医療給付費分の現年分の調定額は、44億8,749万円となっており、総額を被保険者数で割った1人当たりの調定額は6万4,279円となりました。令和4年度からほぼ横ばいとなっております。

「追加資料」の3ページは、これらをグラフに表したものでございます。

このグラフを見ますと、令和4年度の税率引下げにより、1人当たりの負担額が抑えられていることが、お分かりいただけるかと思えます。

次に、追加資料の4ページ【参考資料②】のグラフをご覧ください。

これは、医療給付費分の低所得者軽減世帯数と限度額超過世帯数をグラフにしたものでござい

ます。棒グラフで示しております軽減世帯数でございますが、令和3年度においてはコロナ禍の影響に伴う所得減少等の影響により、一時的に軽減世帯数が増加しましたが、全体的に見ますと、年々減少傾向にあります。これは、被保険者数の減少に伴うものと考えております。

また、折れ線グラフで示しております限度額超過世帯数も例年同様に減少傾向となっておりますが、これは、被保険者数の減少によるもののほか、課税限度額が年々見直されていることに伴い、新たに限度額超過でなくなる世帯が生じますので、限度額超過世帯数は年々減少しているものと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、「令和5年度（2023年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込」についての説明とさせていただきます。

今後も国民健康保険事業の健全な運営に努めていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（議長）

ありがとうございました。説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

<質疑なし>

それでは報告事項①についての質疑を終結いたします。

次は報告事項②「国民健康保険被保険者証等の交付状況について」です。事務局より説明をお願いいたします。

（保険年金課長）

報告事項②「国民健康保険 被保険者証等の交付状況」についてご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。被保険者証等につきましては、令和4年度から毎年8月に更新を行っており、今年度におきましては、7月8日に新たな被保険者証を発送させていただいたところでございます。

「被保険者証等の交付状況」でございますが、この表は、令和4年度から6年度の更新時の実績をまとめたものでございます。滞納が続いていることにより交付される「資格証明書」は、表に記載のとおり、前年度に比べてわずかに増加している状況となっておりますが、割合としては約0.2%となっております。これは、納税相談や滞納者対策等の収納努力により、被保険者のご理解が得られた結果と考えております。

なお、短期被保険者証につきましては、国保税を8か月以上1年未満滞納している世帯に対し、納付相談の機会を確保するために、有効期間6か月以下の被保険者証を交付しておりましたが、令和6年12月の法改正において、マイナ保険証を基本とする仕組み移行することにより、短期証が廃止されますので、令和6年度の一斉更新時は、短期証及び資格証明書世帯の短期証該当者にも一般の被保険者証を交付しており、本年度の交付件数は0となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

<質疑なし>

それでは、報告事項②についての質疑を終結いたします。

次は報告事項③「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について」、報告事項④「人間ドックの受診者の状況について」、報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」であります。この3点は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

報告事項③「特定健康診査・特定保健指導 受診者等の状況について」から報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」までは、いずれも「保健事業」に関連するものになりますので、まとめてご説明させていただきます。資料の6ページをご覧ください。はじめに、報告事項③「特定健康診査・特定保健指導 受診者等の状況」についてご説明いたします。資料には、数値が確定している令和3年度と令和4年度の受診者の状況について記載しております。

本市における受診率でございますが、表に記載のとおり、令和4年度の特定健康診査は37.2%でございまして、前年度より1.4ポイントほど上昇しております。また、特定保健指導の受診率は15.8%となっておりまして、こちらは2.6ポイントほどさがっております。

受診率としては、前年から大きな変化はございませんが、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えからの解消傾向にあったことや等により受診者数が増加し、令和4年度は、大きな増減はなかった模様です。これは群馬県全体においても同様の傾向が見られております。いずれにいたしましても、本市の受診率は、県全体を下回っている状況にありますので、より多くの皆様に受診していただけるよう、引き続き周知等を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、報告事項④「人間ドックの受診者の状況」についてご説明いたします。

これは、被保険者が人間ドックを受診する際に、その費用の一部を助成するものでございまして、30歳以上の加入者を対象として実施しております。助成金額等は、表に記載のとおりとなっております。令和5年度の受診状況でございますが、合計件数で昨年度よりも微減している状況でございます。令和2年度はコロナ禍の影響等により受診者数が減少しましたが、令和3年度以降は回復傾向にあったことにより、受診者が増加したものと考えております。5年度の減少分については全体の被保険者数が減少していることの影響と考えております。

本事業につきましては、被保険者の健康の維持・増進、そして疾病の早期発見に資するため、引き続き受診しやすい環境整備を図ってまいりたいと考えております。

次に報告事項⑤「保養施設利用助成実績」についてご説明いたします。

これは、心身のリフレッシュを通じて、被保険者の健康増進を図るため、保養施設に宿泊する際に、1人1泊につき2千円を助成しているものでございまして、「ゆうすげ元湯」、「はまゆう山荘」、

「相間川温泉」、「牛伏ドリームセンター」の4施設が助成対象施設となっております。利用実績につきましては、表に記載のとおりでございますが、コロナ禍等の影響もあり、一時的に利用者数が不規則に変動しましたが、令和4年度に持ち直しております。なお、令和5年度の減少分についての主な要因は全体の被保険者数が減少していることの影響と考えております。

本事業は、高崎市独自のものでもありますので、今後も周知等に努めていきたいと考えております。報告事項③から⑤の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

(A委員)

報告事項③に関連しまして特に質問とか、意見ということではございませんが、私ども協会けんぽについても40歳以上のご家族の皆様への検診としまして特定健診をご案内しているところでございます。協会けんぽとしましては、自治体様の連携協力によりまして、協会けんぽのご家族の特定健診と自治体さんの主催しております集団健診や、がん検診と同時に実施することができるよう、受診しやすい環境を進めているところでございます。高崎市におかれましては、連携協力させて頂いております、私ども協会けんぽのご家族様の特定健診につきましても高崎市主催の集団健診の場において受診できる環境を整えていただきまして、本当にありがとうございます。同時にがん検診も受けることができるということでこちらも環境を整えていただいております。特定健診もがん検診もどちらも大切な健診でございますので、引き続き連携協力のもとにこういった受診しやすい環境整備を継続的に整えさせていただければと思っております。以上でございます。

(議長)

他にありませんか。

<他の質疑なし>

それでは、報告事項③、④、⑤についての質疑を終結します。

次は報告事項⑥「現行保険証の廃止に伴う今後の予定について」です。事務局より説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

報告事項⑥「現行保険証の廃止に伴う今後の予定」についてご説明いたします。

資料の7ページをご覧ください。今回ご報告させていただく内容は、令和5年度第2回の運営協議会の中でも報告いたしましたとおり、マイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、令和6年12月2日以降、従来の保険証は新規発行ができなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになりました。この件に関して、今後の予定についてご報告させて

いただきます。

まず、(1)令和6年12月1日までに発行された保険証についてです。令和6年12月2日以降は、従来の保険証の新規発行ができなくなりますが、発行済みの保険証は、経過措置により、廃止日以降も保険証に記載のある有効期限まで使用することが可能です。こちらは、本市国保の保険証の有効期限を「令和7年7月31日」としていますので、令和6年12月2日以降もその期限まで保険証を使用していただくことができます。ただし、転出や社会保険等の加入により高崎市の国民健康保険を脱退した場合は、有効期限内であっても使用できなくなります。

つぎに(2)保険証の有効期限が切れた後についてです。マイナ保険証をお持ちでない人については、お手元の保険証の有効期限「令和7年7月31日」を迎える前に、従来の保険証に代わるものとして「資格確認書」を送付する予定です。現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

こちらは来年度の話になりますが、令和7年8月1日からの「資格確認書」については、有効期間が令和8年7月31日の1年間となる予定です。

最後に(3)加入者情報のお知らせ「個人番号の下4桁通知」の発送についてです。

情報の正確性を担保し、全ての方に安心してマイナ保険証を利用していただけるようにすることを目的として、各医療保険者が把握している加入者情報、個人番号マイナンバーの下4桁を通知するものです。こちらは、国からの依頼により、国民健康保険だけでなく全保険者から通知の予定となっております。送付対象者について、本市の国民健康保険では、マイナンバーカードの保有、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず国保加入者がいる世帯であれば送付の対象となり、8月1日までに加入している人のいる約47,000世帯が対象となっております。

送付の時期は、8月16日(金)に特定記録郵便で世帯主宛てに郵送予定です。なお、見開きの9ページには送付文のサンプルを添付しております。報告事項⑥の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

<意見・質問等なし>

それでは報告事項⑥についての質疑を終結いたします。

続きまして、次第の5「その他」でございます。

会議全体につきまして、何かご意見やご質問等がありましたらお願いいたします。

<意見・質問等なし>

よろしいですか。

ないようですので、これにて本日の案件をすべて終了といたします。

皆様のご協力によりまして、滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。これにて議長の座を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。